

学術集会発表における倫理指針

本学会学術集会の個人発表における倫理指針を以下のように定める。

1. 著作権について

学術集会抄録集の著作権は、日本エンドオブライフケア学会に帰属する。

2. 二重発表について

演題登録の際には、他学会で発表した演題あるいは発表予定の演題は発表できない。

3. 「人を対象とする研究」における研究対象者への倫理的配慮について

(1) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（以下、「研究倫理指針」という）」（平成 29 年 2 月 28 日一部改正 文部科学省・厚生労働省）に該当する研究について

「研究倫理指針」に定める倫理審査委員会の要件を満たした委員会で承認を得ることとする。

抄録の「倫理的配慮」には、「●●倫理審査委員会の承認を得ている（承認番号○○）」と施設名等を含む倫理審査委員会の正式名称及び承認番号を記載する。

(2) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に該当しない研究について

「研究倫理指針」の対象に該当しない「症例報告等」を行う場合は、倫理審査委員会の承認を必ずしも必要としないが、抄録の「倫理的配慮」には、研究対象者に対する以下の①～④の項目について遵守していることを当該研究に基づき記載する。

- ①研究参加の自由意思の尊重と同意の確認
- ②プライバシーの保護
- ③結果公表に関する同意
- ④対象者が受ける利益や負担・リスク、安全性への配慮

4. 「人を対象とする研究」ではない研究の倫理的配慮について

「人を対象とする研究」に含まれない文献検討や人を対象としない実験等は、抄録での倫理的配慮の記載は不要とする。

(2019 年度第 1 回理事会承認)